



令和 2 年
第 2 回市議会（臨時会）

議 案

（議第 38 号～議第 47 号）

荒 尾 市

令和2年第2回荒尾市議会（臨時会）議案目次

議案番号	件名	ページ
議第38号	専決処分について（令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第7号））	1
議第39号	専決処分について（荒尾市税条例等の一部改正）	17
議第40号	専決処分について（荒尾市国民健康保険税条例の一部改正）	37
議第41号	専決処分について（荒尾市介護保険条例の一部改正）	43
議第42号	専決処分について（令和2年度荒尾市一般会計補正予算（第2号））	49
議第43号	荒尾市税条例の一部改正について	63
議第44号	荒尾市国民健康保険条例の一部改正について	67
議第45号	令和2年度荒尾市一般会計補正予算（第3号）	71
議第46号	令和2年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	101
議第47号	荒尾市長等の期末手当の特例に関する条例の制定について	113

専決処分について

令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）
の専決処分について

令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日専決

荒尾市長 浅田敏彦

令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）

令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		1,208,788	△23,100	1,185,688
	2 基金繰入金	1,141,426	△23,100	1,118,326
22 市債		1,287,494	23,100	1,310,594
	1 市債	1,287,494	23,100	1,310,594
歳入合計		23,112,980	0	23,112,980

第 2 表 地 方 債 補 正

1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁事業	千円 145,700	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還をなし、又は低利債に借換えすることができる。	千円 168,800	補正前に同じ		

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	1,208,788	△23,100	1,185,688
22 市債	1,287,494	23,100	1,310,594
歳入合計	23,112,980	0	23,112,980

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
8 土木費	2,081,342	0	2,081,342
歳出合計	23,112,980	0	23,112,980

2 歳 入

(款) 19 繰入金
(項) 2 基金繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
19	繰入金	1,208,788	△23,100	1,185,688
	2 基金繰入金	1,141,426	△23,100	1,118,326
	1 基金繰入金	1,141,426	△23,100	1,118,326
22	市 債	1,287,494	23,100	1,310,594
	1 市 債	1,287,494	23,100	1,310,594
	7 土木債	561,000	23,100	584,100

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 基金繰入金	△23,100	1 財政調整基金繰入金
1 道路橋梁事業債	23,100	1 道路橋梁事業債

3 歳 出

(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋梁費

8	土 木 費	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,081,342	0	2,081,342	23,100	△23,100
2	道路橋梁費	581,061	0	581,061	23,100	△23,100
	2 道路維持費	177,868	0	177,868	地方債 23,100	△23,100

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	6,463,139	6,298,605	(700,900) 778,600	23,100	(700,900) 801,700
(1) 土木	1,744,475	1,823,702	(199,000) 496,400	23,100	(199,000) 519,500
(2) 教育	1,419,381	1,550,965	(501,700) 144,200		(501,700) 144,200
(3) 公営住宅	1,151,793	1,069,487	64,600		64,600
(4) 社会及び労働					
(5) 保健衛生	648,554	632,176	7,300		7,300
(6) その他	1,498,936	1,222,275	(200) 66,100		(200) 66,100
2. 災害復旧費	10,547	25,595	(10,000) 1,100		(10,000) 1,100
(1) 土木	10,345	25,443	(10,000)		(10,000)
(2) 農林水産	202	152	200		200
(3) その他			900		900
3. 枠外債					
4. 減税補填債	149,325	106,918			
5. 臨時税収補填債					
6. 臨時財政対策債	8,375,981	8,391,478	507,794		507,794
7. 減収補填債					
8. 交通事業債					
合 計	14,998,992	14,822,596	(710,900) 1,287,494	23,100	(710,900) 1,310,594

(注) ()書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(700,900)		(700,900)
785,889		785,889	6,291,316	23,100	6,314,416
			(199,000)		(199,000)
185,714		185,714	2,134,388	23,100	2,157,488
			(501,700)		(501,700)
117,021		117,021	1,578,144		1,578,144
120,275		120,275	1,013,812		1,013,812
28,665		28,665	610,811		610,811
			(200)		(200)
334,214		334,214	954,161		954,161
			(10,000)		(10,000)
1,316		1,316	25,379		25,379
			(10,000)		(10,000)
1,265		1,265	24,178		24,178
51		51	301		301
			900		900
25,483		25,483	81,435		81,435
673,806		673,806	8,225,466		8,225,466
			(710,900)		(710,900)
1,486,494		1,486,494	14,623,596	23,100	14,646,696

専決処分について

荒尾市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市税条例等の一部を改正する条例の
専決処分について

荒尾市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日専決

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市税条例等の一部を改正する条例

別紙添付

荒尾市税条例等の一部を改正する条例

(荒尾市税条例の一部改正)

第1条 荒尾市税条例（昭和29年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、

「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事

項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により」、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「当該課税標準」を「当該課税標準数量」に、「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示

された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同

条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項を削り、同条第13項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第17項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第21項とし、同項の次に次の1項を加える。

22 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」

を「令和元年度又は令和２年度」に改め、同条第１項中「平成３１年度分又は平成３２年度分」を「令和元年度分又は令和２年度分」に改め、同条第２項中「平成３１年度適用土地又は平成３１年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成３２年度分」を「令和２年度分」に改める。

附則第１２条の見出し中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第１３条の見出し中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第１５条第１項中「又は法」を「又は」に、「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条第２項中「平成３３年３月３１日」を「令和３年３月３１日」に改める。

附則第１５条の２中「平成３１年１０月１日から平成３２年９月３０日まで」を「令和元年１０月１日から令和２年９月３０日まで」に改める。

附則第１６条第２項から第４項までの規定中「平成３２年３月３１日」を「令和２年３月３１日」に、「平成３２年度分」を「令和２年度分」に、「平成３２年４月１日から平成３３年３月３１日まで」を「令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで」に、「平成３３年度分」を「令和３年度分」に改める。

附則第１７条第１項中「第３５条の２第１項」の次に「、第３５条の３第１項」を加える。

附則第１７条の２第１項及び第２項中「平成３２年度」を「令和５年度」に改め、同条第３項中「第３５条の２」を「第３５条の３」に改める。

附則第２２条第１項中「第５４条第５項」を「第５４条第６項」に改め、同条第２項中「平成３３年度」を「令和３年度」に改める。

附則第２３条中「平成３５年度」を「令和５年度」に改める。

第2条 荒尾市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に、「市町村」を「市」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第3

第 321 条の 8 第 37 項」に改め、同条第 4 項中「第 321 条の 8 第 26 項」を「第 321 条の 8 第 38 項」に改め、同条第 5 項中「第 321 条の 8 第 22 項」を「第 321 条の 8 第 34 項」に、「同条第 21 項」を「同条第 33 項」に、「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 23 項」を「同条第 35 項」に改め、同条第 6 項中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 22 項」を「同条第 34 項」に、「第 321 条の 8 第 23 項」を「第 321 条の 8 第 35 項」に改め、同条第 7 項中「第 321 条の 8 第 22 項」を「第 321 条の 8 第 34 項」に、「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、同項第 2 号中「第 321 条の 8 第 23 項」を「第 321 条の 8 第 35 項」に改め、同条第 9 項を削り、同条第 10 項中「第 321 条の 8 第 42 項」を「第 321 条の 8 第 52 項」に、「同条第 42 項」を「同条第 52 項」に、「第 12 項」を「第 11 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「第 10 項」を「第 9 項」に、「第 75 条の 4 第 2 項」を「第 75 条の 5 第 2 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 14 項を同条第 13 項とし、同条第 15 項中「第 13 項」を「第 12 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 16 項中「第 13 項前段」を「第 12 項前段」に、「第 321 条の 8 第 51 項」を「第 321 条の 8 第 61 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 17 項中「第 13 項後段」を「第 12 項後段」に、「第 15 項」を「第 14 項」に、「第 75 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項（同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）」を「第 75 条の 5 第 3 項若しくは第 6 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 16 項とする。

第 50 条第 2 項中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 23 項」を「同条第 35 項」に、「、第 2 項又は第 4

項」を「又は第 2 項」に改め、同条第 3 項中「、第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に改め、「（同条第 2 項又は第 4 項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第 2 条第 1 2 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第 2 号において同じ。）」を削り、同条第 4 項中「、第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に改める。

第 5 2 条第 4 項から第 6 項までを削る。

第 9 4 条第 2 項ただし書中「0. 7 グラム」を「1 グラム」に、「0. 7 本」を「1 本」に改める。

附則第 3 条の 2 第 2 項中「及び第 4 項」を削る。

（荒尾市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 3 条 荒尾市税条例等の一部を改正する条例（平成 3 1 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条のうち、荒尾市税条例第 2 4 条第 1 項第 2 号の改正規定を削り、同条例附則第 1 6 条に 1 項を加える改正規定中「平成 3 3 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで」に、「平成 3 4 年度分」を「令和 4 年度分」に、「平成 3 4 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで」に、「平成 3 5 年度分」を「令和 5 年度分」に改める。

附則第 1 条第 1 号中「平成 3 1 年 6 月 1 日」を「令和元年 6 月 1 日」に改め、同条第 2 号中「平成 3 1 年 1 0 月 1 日」を「令和元年 1 0 月 1 日」に改め、同条第 3 号中「平成 3 2 年 1 月 1 日」を「令和 2 年 1 月 1 日」に改め、同条第 4 号を次のように改める。

(4) 削除

附則第 1 条第 5 号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削り、「平成 3 3 年 4 月 1 日」を「令和 3 年 4 月 1 日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条第1項中「32年新条例」を「2年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項及び第3項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第5条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第6条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第7条第1項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同条第2項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中荒尾市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中荒尾市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日

- (3) 第2条中荒尾市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中荒尾市税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日
（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の荒尾市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るもの

を除く。）」とする。

4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の荒尾市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（荒尾市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 荒尾市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第

15号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第9条 荒尾市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

（荒尾市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第10条 荒尾市税条例の一部を改正する条例（平成29年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

第11条 荒尾市税条例の一部を改正する条例（平成29年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

（荒尾市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第12条 荒尾市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10

月 1 日」に改め、同条第 5 号中「平成 3 2 年 4 月 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日」に改め、同条第 6 号中「平成 3 2 年 1 0 月 1 日」を「令和 2 年 1 0 月 1 日」に改め、同条第 7 号中「平成 3 3 年 1 月 1 日」を「令和 3 年 1 月 1 日」に改め、同条第 8 号中「平成 3 3 年 1 0 月 1 日」を「令和 3 年 1 0 月 1 日」に改め、同条第 9 号中「平成 3 4 年 1 0 月 1 日」を「令和 4 年 1 0 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 1 項中「平成 3 1 年度」を「令和元年度」に改め、同条第 2 項中「平成 3 3 年度」を「令和 3 年度」に、「平成 3 2 年度分」を「令和 2 年度分」に改める。

附則第 7 条中「平成 3 1 年 9 月 3 0 日」を「令和元年 9 月 3 0 日」に改める。

附則第 9 条第 1 項中「平成 3 2 年 1 0 月 1 日」を「令和 2 年 1 0 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 3 2 年 1 1 月 2 日」を「令和 2 年 1 1 月 2 日」に改め、同条第 3 項中「平成 3 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「3 2 年新条例」を「2 年新条例」に改める。

附則第 1 1 条第 1 項中「平成 3 3 年 1 0 月 1 日」を「令和 3 年 1 0 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 3 3 年 1 1 月 1 日」を「令和 3 年 1 1 月 1 日」に改め、同条第 3 項中「平成 3 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「3 3 年新条例」を「3 年新条例」に改める。

専決処分について

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例の専決処分について

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日専決

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例

別紙添付

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正 する条例

荒尾市国民健康保険税条例（昭和42年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第22条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第5項及び第6項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第5項及び第6項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の荒尾市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専 決 処 分 に つ い て

荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 8 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例
の専決処分について

荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日専決

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例
別紙添付

荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例

荒尾市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、「26,100円」の次に「と、令和2年度については20,880円」を加え、同条第3項中「平成31年度」を「令和元年度及び令和2年度」に、「43,500円」を「43,500円」と、「20,880円」とあるのは「34,800円」に改め、同条第4項中「平成31年度」を「令和元年及び令和2年度」に、「50,460円」を「50,460円」と、「20,880円」とあるのは「48,720円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の荒尾市介護保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

専決処分について

令和2年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和2年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）
の専決処分について

令和2年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年4月23日専決

荒尾市長 浅田敏彦

令和2年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,353,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		961,989	3,000	964,989
	2 基金繰入金	961,989	3,000	964,989
歳入合計		23,350,000	3,000	23,353,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商 工 費		331,148	3,000	334,148
	1 商 工 費	331,148	3,000	334,148
歳 出	合 計	23,350,000	3,000	23,353,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	961,989	3,000	964,989
歳入合計	23,350,000	3,000	23,353,000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
7 商工費	331,148	3,000	334,148
歳出合計	23,350,000	3,000	23,353,000

2 歳 入

(款) 19 繰入金
(項) 2 基金繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
19	繰入金	961,989	3,000	964,989
	2 基金繰入金	961,989	3,000	964,989
	1 基金繰入金	961,989	3,000	964,989

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 基金繰入金	3,000	1 財政調整基金繰入金

3 歳 出

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

7	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		331,148	3,000	334,148		3,000
1	商工費	331,148	3,000	334,148		3,000
	2 商工振興費	78,574	3,000	81,574		3,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	3,000	1 新型コロナ経済対策事業費補助金 あらおスマイルDELI宅配推進支援事業補助金	3,000 (3,000) (3,000)

荒尾市税条例の一部改正について

荒尾市税条例の一部を次のように改正するものとする。

令和2年5月8日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市税条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るための地方税法の改正に伴い、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市税条例の一部を改正する条例

(荒尾市税条例の一部改正)

第1条 荒尾市税条例(昭和29年条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

24 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続)

第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 荒尾市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第24項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模

の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

荒尾市国民健康保険条例の一部改正について

荒尾市国民健康保険条例の一部を次のように改正するものとする。

令和2年5月8日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市国民健康保険条例の一部を改正する
条例

別紙添付

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し、傷病手当金を支給することについて、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市国民健康保険条例の一部を改正する 条例

荒尾市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 3 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

- 4 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)
- 5 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第3項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 6 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 7 前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2項から第7項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

令和2年度荒尾市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度荒尾市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,524,560千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,877,560千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年5月8日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,754,701	5,338,333	10,093,034
	1 国庫負担金	3,999,431	8,978	4,008,409
	2 国庫補助金	744,559	5,329,355	6,073,914
18 寄附金		210,002	300	210,302
	1 寄附金	210,002	300	210,302
19 繰入金		964,989	185,927	1,150,916
	2 基金繰入金	964,989	185,927	1,150,916
歳入合計		23,353,000	5,524,560	28,877,560

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,102,709	5,271,166	7,373,875
	1 総務管理費	1,525,695	5,271,166	6,796,861
3 民生費		11,211,335	95,839	11,307,174
	1 社会福祉費	5,277,403	11,970	5,289,373
	2 児童福祉費	4,192,738	83,869	4,276,607
4 衛生費		2,496,422	11,208	2,507,630
	1 保健衛生費	550,150	11,208	561,358
7 商工費		334,148	134,750	468,898
	1 商工費	334,148	134,750	468,898
10 教育費		1,670,772	11,597	1,682,369
	1 教育総務費	181,960	1,496	183,456
	2 小学校費	480,970	2,600	483,570
	3 中学校費	146,695	2,600	149,295
	5 保健体育費	522,904	4,901	527,805
歳 出 合 計		23,353,000	5,524,560	28,877,560

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限度額（千円）
新型コロナウイルス対策経営安定資金に対する利子補給（農業分）	令和3年度 ～ 令和8年度	熊本県が定める市負担率により算出した額
新型コロナウイルス対策経営安定資金に対する保証料助成（農業分）	令和3年度 ～ 令和13年度	熊本県が定める市負担率により算出した額
新型コロナウイルス対策経営安定資金に対する利子補給（林業分）	令和3年度 ～ 令和8年度	熊本県が定める市負担率により算出した額
新型コロナウイルス対策経営安定資金に対する保証料助成（林業分）	令和3年度 ～ 令和13年度	熊本県が定める市負担率により算出した額
新型コロナウイルス対策経営安定資金に対する利子補給（漁業分）	令和3年度 ～ 令和8年度	熊本県が定める市負担率により算出した額
新型コロナウイルス対策経営安定資金に対する保証料助成（漁業分）	令和3年度 ～ 令和13年度	熊本県が定める市負担率により算出した額

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額（千円）	期 間	限度額（千円）
荒尾市新型コロナウイルス感染症対策制度融資利子補給	令和3年度	市が定める利子補給率により算出した額	令和3年度 ～ 令和5年度	市が定める利子補給率により算出した額

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	4,754,701	5,338,333	10,093,034
18 寄附金	210,002	300	210,302
19 繰入金	964,989	185,927	1,150,916
歳入合計	23,353,000	5,524,560	28,877,560

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	2,102,709	5,271,166	7,373,875
3 民生費	11,211,335	95,839	11,307,174
4 衛生費	2,496,422	11,208	2,507,630
7 商工費	334,148	134,750	468,898
10 教育費	1,670,772	11,597	1,682,369
歳 出 合 計	23,353,000	5,524,560	28,877,560

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
5, 240, 525				30, 641
92, 847				2, 992
538			300	10, 370
				134, 750
4, 423				7, 174
5, 338, 333			300	185, 927

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	4,754,701	5,338,333	10,093,034
1	国庫負担金	3,999,431	8,978	4,008,409
1	1 民生費国庫負担金	3,999,431	8,978	4,008,409
2	国庫補助金	744,559	5,329,355	6,073,914
1	1 総務費国庫補助金	37,378	5,240,525	5,277,903
2	2 民生費国庫補助金	103,983	83,869	187,852
3	3 衛生費国庫補助金	8,742	538	9,280
9	9 教育費国庫補助金	71,211	4,423	75,634
18	寄 附 金	210,002	300	210,302
1	1 寄 附 金	210,002	300	210,302
5	5 衛生費寄附金	0	300	300
19	繰 入 金	964,989	185,927	1,150,916
2	2 基金繰入金	964,989	185,927	1,150,916
1	1 基金繰入金	964,989	185,927	1,150,916

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 社会福祉費 国庫負担金	8,978	1 生活困窮者自立支援事業国庫負担金	
3 特別定額給 付金事業費 国庫補助金	5,240,525	1 特別定額給付金事業費国庫補助金	
16 子育て世帯 への臨時特 別給付金支 給事業費国 庫補助金	83,869	1 子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費国庫補助金 75,000 2 子育て世帯への臨時特別給付金支給事務費国庫補助金 8,869	
1 保健衛生費 国庫補助金	538	1 母子保健事業費国庫補助金	
1 教育総務費 国庫補助金	748	1 学校保健特別対策事業費国庫補助金	
5 保健体育費 国庫補助金	3,675	1 学校給食費国庫補助金	
1 衛生費寄附 金	300	1 衛生費寄附金	
1 基金繰入金	185,927	1 財政調整基金繰入金	

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	2,102,709	5,271,166	7,373,875	5,240,525	30,641
1 総務管理費	1,525,695	5,271,166	6,796,861	5,240,525	30,641
1 一般管理費	737,048	29,093	766,141		29,093
7 企画費	385,869	1,548	387,417		1,548
19 特別定額給付金事業費	0	5,240,525	5,240,525	国庫支出金 5,240,525	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	20,300	1 一般管理費（会計年度任用職員任用）（新型コロナ対策）	29,093
3 職員手当等	3,623	非常勤職員報酬	(20,300)
4 共 済 費	4,168	期末手当	(3,623)
8 旅 費	1,002	健康労働保険料	(4,168)
		費用弁償	(1,002)
18 負担金、補助及び交付金	1,548	1 地域公共交通活性化事業費	1,548
		補助金	(1,548)
		乗合タクシー運行補助金	(1,548)
1 報 酬	5,090	1 特別定額給付金事業費	5,235,125
3 職員手当等	5,400	非常勤職員報酬	(5,090)
4 共 済 費	997	健康労働保険料	(997)
8 旅 費	238	費用弁償	(228)
10 需用費	3,624	普通旅費	(10)
11 役 務 費	10,989	消耗品費	(1,220)
12 委 託 料	13,039	印刷製本費	(2,154)
13 使用料及び賃借料	1,148	修繕費	(250)
18 負担金、補助及び交付金	5,200,000	郵便料	(8,178)
		電話料	(50)
		手数料	(2,761)
		その他委託料	(13,039)
		封入封緘委託料	(1,125)
		システム改修委託料	(10,000)
		コールセンター委託料	(1,914)
		借上料	(1,148)
		交付金	(5,200,000)
		特別定額給付金	(5,200,000)
		2 特別定額給付金事業費（人件費）	5,400
		時間外手当	(5,400)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

3	民生費	1	社会福祉費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
				11,211,335	95,839	11,307,174	92,847	2,992
		1	社会福祉費	5,277,403	11,970	5,289,373	8,978	2,992
		1	社会福祉総務費	1,833,902	11,970	1,845,872	国庫支出金 8,978	2,992

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	11,970	1 住居確保給付金事業費 交付金 住居確保給付交付金	11,970 (11,970) (11,970)

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	4,192,738	83,869	4,276,607	83,869	
1	児童福祉総務費	877,928	83,869	961,797	国庫支出金 83,869	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	2,000	1 子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費	81,869
8 旅 費	10	普通旅費	(10)
10 需用費	1,100	消耗品費	(600)
11 役務費	1,800	印刷製本費	(500)
12 委託料	1,959	郵便料	(800)
13 使用料及び 賃借料	2,000	手数料	(1,000)
18 負担金、補助及び交付 金	75,000	その他委託料	(1,959)
		システム改修委託料	(759)
		封入封緘委託料	(200)
		給付金支給事務委託料	(1,000)
		借上料	(2,000)
		交付金	(75,000)
		臨時特別給付金	(75,000)
		2 子育て世帯への臨時特別給付金事業（時間外手当）	2,000
		時間外手当	(2,000)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4 衛生費	2,496,422	11,208	2,507,630	838	10,370
1 保健衛生費	550,150	11,208	561,358	838	10,370
1 保健衛生総務費	151,842	10,556	162,398	その他 300	10,256
3 予防費	246,393	652	247,045	国庫支出金 538	114

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	9,763	1 保健総務費	10,556
		消耗品費	(9,763)
11 役務費	71	郵便料	(71)
		備品購入費	(722)
17 備品購入費	722		
10 需用費	445	1 市町村母子保健事業費	228
		消耗品費	(21)
11 役務費	207	郵便料	(207)
		2 子育て世代包括支援センター事業費	424
		消耗品費	(424)

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

7	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		334,148	134,750	468,898		134,750
1	商工費	334,148	134,750	468,898		134,750
	2 商工振興費	81,574	134,750	216,324		134,750

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	134,750	1 新型コロナ経済対策事業費補助金 雇用調整助成金等申請書作成サポート事業補助金 荒尾がんばる事業者応援給付金	134,750 (134,750) (2,750) (132,000)

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

10	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		1,670,772	11,597	1,682,369	4,423	7,174
1	教育総務費	181,960	1,496	183,456	748	748
2	事務局費	177,291	1,496	178,787	国庫支出金 748	748

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	1,301	1 新型コロナウイルス対策事業費（教育）	1,496
		消耗品費	(1,301)
17 備品購入費	195	備品購入費	(195)

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	小学校費	480,970	2,600	483,570		2,600
	2 教育振興費	201,353	2,600	203,953		2,600

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
19 扶 助 費	2,600	1 小学校振興費 扶助費	2,600 (2,600)

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	中学校費	146,695	2,600	149,295		2,600
	2 教育振興費	88,814	2,600	91,414		2,600

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
19 扶 助 費	2,600	1 中学校振興費 扶助費	2,600 (2,600)

(款) 10 教育費
(項) 5 保健体育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	保健体育費	522,904	4,901	527,805	3,675	1,226
	3 学校給食費	367,332	4,901	372,233	国庫支出金 3,675	1,226

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	4,901	1 給食センター管理費 補助金 学校臨時休業対策費補助金	4,901 (4,901) (4,901)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	354 (246)	275,603	1,227,007	762,445	2,265,055	450,737	2,715,792	
補正額	(24)	25,360		11,053	36,413	5,165	41,578	
計	354 (270)	300,963	1,227,007	773,498	2,301,468	455,902	2,757,370	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正前の額	39,324	1,770	22,229	18,181	360	2,107	73,856
	補正額						30	7,400
	計	39,324	1,770	22,229	18,181	360	2,137	81,256
	区 分	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当
	補正前の額	1,312	60	84	18,888	515,867	23,885	44,522
	補正額					3,623		
	計	1,312	60	84	18,888	519,490	23,885	44,522

令和2年度荒尾市国民健康保険特別会計
補正予算（第1号）

令和2年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,335,352千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月8日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 県支出金		5,570,805	1,000	5,571,805
	1 県補助金	5,570,805	1,000	5,571,805
歳 入 合 計		7,334,352	1,000	7,335,352

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		5,407,036	1,000	5,408,036
	6 傷病手当金	0	1,000	1,000
歳 出	合 計	7,334,352	1,000	7,335,352

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	5,570,805	1,000	5,571,805
歳入合計	7,334,352	1,000	7,335,352

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費	5,407,036	1,000	5,408,036
歳出合計	7,334,352	1,000	7,335,352

2 歳 入

(款) 4 県支出金
(項) 1 県補助金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	県支出金	5,570,805	1,000	5,571,805
1	県補助金	5,570,805	1,000	5,571,805
1	1 保険給付費等交付金	5,570,805	1,000	5,571,805

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 特別交付金	1,000	1 特別調整交付金（市町村分）

3 歳 出

(款) 2 保険給付費
(項) 6 傷病手当金

2	6	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			保険給付費	5,407,036	1,000	5,408,036	1,000	
			傷病手当金	0	1,000	1,000	1,000	
			傷病手当金	0	1,000	1,000	県支出金 1,000	

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	1,000	1 傷病手当金	1,000

荒尾市長等の期末手当の特例に関する条例
の制定について

荒尾市長等の期末手当の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

令和2年5月8日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市長等の期末手当の特例に関する条例
別紙添付

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活への影響に鑑み、市長及び副市長の期末手当を減額したいからである。

荒尾市長等の期末手当の特例に関する条例

令和２年６月に支給する市長及び副市長の期末手当に関する荒尾市長等の給与等に関する条例（昭和２６年条例第１０号）第４条の規定の適用については、同条ただし書中「１００分の１７０」とあるのは、「１００分の８５」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。